

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(過疎地域の市町村から除かれる市町村の基準)</p> <p>第一条 過疎地域自立促進特別措置法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める収入は、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)附則第二条第一項各号に掲げる売得金及び売上金に係る収益として得られる収入とする。この場合において、当該収益の額は、同条第四項第一号に規定する金額とする。</p> <p>2 法第二条第一項の政令で定める金額は、次に定めるところによる。</p> <p>一 法第二条第一項第一号(法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項第一号において同じ。)に該当する市町村にあつては、十三億円</p> <p>二 法第二条第一項第二号に該当する市町村にあつては、二十億円</p> <p>三 法第二条第一項第三号又は第四号に該当する市町村にあつては、四十億円</p> <p>3 第一項の収入についての法第二条第一項の規定の適用については、同項に規定する収入の額は、次に定めるところによる。</p> <p>一 法第二条第一項第一号に該当する市町村にあつては、平成十年度(法第三十二条の規定により同号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度の前年度)の公営競技に係る収入の額</p> <p>二 法第二条第一項第二号に該当する市町村にあつては、平成二十年度の公営競技に係る収入の額</p>	<p>(過疎地域の市町村から除かれる市町村の基準)</p> <p>第一条 過疎地域自立促進特別措置法(以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定める収入は、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)附則第二条第一項各号に掲げる売得金及び売上金に係る収益として得られる収入とする。この場合において、当該収益の額は、同条第四項第一号に規定する金額とする。</p> <p>2 法第二条第一項に規定する政令で定める金額は、次に定めるところによる。</p> <p>一 法第二条第一項第一号(法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む)に該当する市町村にあつては、十三億円</p> <p>二 法第二条第一項第二号に該当する市町村にあつては、二十億円</p> <p>三 法第二条第一項第三号に該当する市町村にあつては、四十億円</p> <p>3 第一項の収入についての法第二条第一項の規定の適用については、同項に規定する収入の額は、次に定めるところによる。</p> <p>一 前項第一号の市町村にあつては、平成十年度(法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度の前年度)の公営競技に係る収入の額</p> <p>二 前項第二号の市町村にあつては、平成二十年度の公営競技に係る収入の額</p>

三 法第二条第一項第三号に該当する市町村にあつては、平成二十四年度の公営競技に係る収入の額

四 法第二条第一項第四号に該当する市町村にあつては、平成二十七年年度の公営競技に係る収入の額

(沖縄県の市町村に関する特例)

第二条 沖縄県の市町村に対する法第二条第一項第一号(法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)、及び第二号から第四号までの規定の適用については、沖縄の統計法(千九百五十四年立法第四十三号)第五条の規定により行われた国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口、昭和四十年の人口及び昭和四十五年の人口は、それぞれ、同項各号に規定する国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口、昭和四十年の人口及び昭和四十五年の人口とみなす。

(財政力指数等の算定方法)

第三条 法第二条第一項第一号本文(法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。)、に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

一 (略)

二 前号に規定する数値で平成八年度から平成十年度まで(法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。)、の各年度に係るもの

三 前項第三号の市町村にあつては、平成二十四年度の公営競技に係る収入の額
(新設)

(沖縄県の市町村に関する特例)

第二条 沖縄県の市町村に対する法第二条第一項第一号(法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第二号及び第三号の規定の適用については、沖縄の統計法(千九百五十四年立法第四十三号)第五条の規定により行われた国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口、昭和四十年の人口及び昭和四十五年の人口は、それぞれ、同項各号に規定する国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口、昭和四十年の人口及び昭和四十五年の人口とみなす。

(財政力指数等の算定方法)

第三条 法第二条第一項第一号本文(法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。)、に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により算定するものとする。

一 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値 小数点以下五位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

二 前号に規定する数値で平成八年度から平成十年度まで(法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。)、の各年度に係るもの

を合算したものの三分の一の数値 小数点以下二位未満の数値を切り捨てて得た数値とする。

2 法第二条第一項第一号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

一・二 （略）

3 前二項の規定は、法第二条第一項第二号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「第二條第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次條第一項において同じ。）」とあるのは「第二條第一項第二号本文」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次條第一項において同じ。）」とあるのは「平成十八年度から平成二十年度まで」と、前項中「第二條第一項第一号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二條第一項第二号イからニまで」と、同項第一号中「第二條第一項第一号イ及びニ」とあるのは「第二條第一項第二号イ及びニ」と、同項第二号中「第二條第一項第一号ロ及びハ」とあるのは「第二條第一項第二号ロ及びハ」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第二条第一項第三号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「第二條第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次條第一項において同じ。）」とあ

を合算したものの三分の一の数値 小数点以下二位未満の数値を切り捨てて得た数値とする。

2 法第二条第一項第一号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

一 法第二条第一項第一号イ及びニに規定する数値 小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入して得た数値とする。

二 法第二条第一項第一号ロ及びハに規定する数値 小数点以下三位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

3 前二項の規定は、法第二条第一項第二号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「第二條第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次條第一項において同じ。）」とあるのは「第二條第一項第二号本文」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次條第一項において同じ。）」とあるのは「平成十八年度から平成二十年度まで」と、前項中「第二條第一項第一号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二條第一項第二号イからニまで」と、同項第一号中「第二條第一項第一号イ及びニ」とあるのは「第二條第一項第二号イ及びニ」と、同項第二号中「第二條第一項第一号ロ及びハ」とあるのは「第二條第一項第二号ロ及びハ」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第二条第一項第三号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「第二條第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次條第一項において同じ。）」とあ

るのは「第二条第一項第三号本文」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。）」とあるのは「平成二十二年度から平成二十四年度まで」と、第二項中「第二条第一項第一号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第三号イからニまで」と、同項第一号中「第二条第一項第一号イ及びニ」とあるのは「第二条第一項第三号イ及びニ」と、同項第二号中「第二条第一項第一号ロ及びハ」とあるのは「第二条第一項第三号ロ及びハ」と読み替えるものとする。

5

第一項及び第二項の規定は、法第二条第一項第四号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「第二条第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」とあるのは「第二条第一項第四号本文」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。）」とあるのは「平成二十五年度から平成二十七年まで」と、第二項中「第二条第一項第一号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第四号イからニまで」と、同項第一号中「第二条第一項第一号イ及びニ」とあるのは「第二条第一項第四号イ及びニ」と、同項第二号中「第二条第一項第一号ロ及びハ」とあるのは「第二条第一項第四号ロ及びハ」と読み替えるものとする。

（市町村の廃置分合等があつた場合における財政力指数等の算定

るのは「第二条第一項第三号本文」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。）」とあるのは「平成二十二年度から平成二十四年度まで」と、第二項中「第二条第一項第一号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第三号イからニまで」と、同項第一号中「第二条第一項第一号イ及びニ」とあるのは「第二条第一項第三号イ及びニ」と、同項第二号中「第二条第一項第一号ロ及びハ」とあるのは「第二条第一項第三号ロ及びハ」と読み替えるものとする。

（新設）

（市町村の廃置分合等があつた場合における財政力指数等の算定

第四条 平成九年四月一日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、法第二条第一項第一号本文に規定する数値を算定する場合には、平成八年度から平成十年度までの各年度のうち当該算定の基礎となる当該市町村の廃置分合又は境界変更の日の属する年度前の各年度（以下この項において「廃置分合等年度前の各年度」という。）の基準財政収入額又は基準財政需要額の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前の各年度に係る地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例によりそれぞれ計算するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該市町村の廃置分合等年度前の各年度における地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額に当該境界変更に係る区域をその区域とする市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して同法第九条第二号の例により計算した基準財政収入額又は基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例により計算するものとする。

2 昭和三十五年十月二日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する数値を算定する場合には、当該算定の基礎となる当該市町村の昭和三十五年の人口、昭和四十五年の人口又は平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 四 （略）

3 前二項の規定は、法第二条第一項第二号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「平成九年四月一日」とあるのは「平成十九年四月一日」と、「第二条第一項第一号本文」とあるのは「第二条第一項第二号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成十八年度か

2 昭和三十五年十月二日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する数値を算定する場合には、当該算定の基礎となる当該市町村の昭和三十五年の人口、昭和四十五年の人口又は平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあっては、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の国勢調査の結果による人口をそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村の区域以外の区域に係る国勢調査の結果による人口を当該廃置分合前の市町村の国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更により当該市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口にそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更により他の市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

3 前二項の規定は、法第二条第一項第二号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「平成九年四月一日」とあるのは「平成十九年四月一日」と、「第二条第一項第一号本文」とあるのは「第二条第一項第二号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成十八年度か

ら平成二十年度まで」と、前項中「第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第二号ただし書及び同号イからニまで」と、「昭和四十五年」とあるのは「昭和五十五年」と、「平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二十一条第一号の規定を読み替えて適用する場合）には、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口」とあるのは「平成十七年の人口」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第二十一条第三号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「平成九年四月一日」とあるのは「平成二十三年四月一日」と、「第二条第一項第一号本文」とあるのは「第二条第一項第三号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成二十二年から平成二十四年度まで」と、第二項中「昭和三十五年十月二日」とあるのは「昭和四十年十月二日」と、「第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第三号ただし書及び同号イからニまで」と、「昭和三十五年の」とあるのは「昭和四十年の」と、「昭和四十五年」とあるのは「昭和六十年」と、「平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二十一条第一号の規定を読み替えて適用する場合）には、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口」とあるのは「平成二十二年の人口」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、法第二十一条第四号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「平成九年四月一日」とあるのは「平成二十六年四月一日」と、「第二条第一項第一号本文」とあるのは「第二条第一項第四

ら平成二十年度まで」と、前項中「第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第二号ただし書及び同号イからニまで」と、「昭和四十五年」とあるのは「昭和五十五年」と、「平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二十一条第一号の規定を読み替えて適用する場合）にあつては、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口」とあるのは「平成十七年の人口」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第二十一条第三号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「平成九年四月一日」とあるのは「平成二十三年四月一日」と、「第二条第一項第一号本文」とあるのは「第二条第一項第三号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成二十二年から平成二十四年度まで」と、第二項中「昭和三十五年十月二日」とあるのは「昭和四十年十月二日」と、「第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第三号ただし書及び同号イからニまで」と、「昭和三十五年の」とあるのは「昭和四十年の」と、「昭和四十五年」とあるのは「昭和六十年」と、「平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二十一条第一号の規定を読み替えて適用する場合）にあつては、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口」とあるのは「平成二十二年の人口」と読み替えるものとする。

（新設）

号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成二十五年から平成二十七年まで」と、第二項中「昭和三十五年十月二日」とあるのは「昭和四十五年十月二日」と、「第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第四号ただし書及び同号イからニまで」と、「昭和三十五年の」とあるのは「昭和四十五年の」と、「昭和四十五年」とあるのは「平成二年」と、「平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）」とあるのは「平成二十七年の人口」と読み替えるものとする。

（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの）
第六条 （略）

2・3 （略）

（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの）
第六条 法第十二条第一項の地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 出資金額の過半を市町村が出資することとなる法人
- 二 出資金額の四分の三以上を市町村及び農業協同組合、漁業協同組合その他の営利を目的としない法人が出資することとなる法人

2 法第十二条第一項第一号の政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）、農道、林道及び漁港関連道は、次に掲げるものとする。

- 一 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。）、農道、林道及び漁港関連道
- 二 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村道
- 三 おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とする

4 法第十二条第一項第二十二号の集落の整備のための政令で定める用地及び住宅は、法第六条第一項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に基づき、市町村が集落の整備の用に供する農地、宅地（移転跡地を含む。）及び公共用地並びに住宅（附帯設備を含む。）とする。

5 法第十二条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第四十六条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする。

一〜六（略）

七 バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）第四条第七号に規定するバイオマスをいう。以下この項において同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

四 当該林道に係る森林の利用区域面積がおおむね三十ヘクタール以上の林道

3 法第十二条第一項第三号の地場産業の振興に資する施設で政令で定めるものは、技能修得施設、試験研究施設、生産施設、加工施設及び流通販売施設とする。

4 法第十二条第一項第二十一号の集落の整備のための政令で定める用地及び住宅は、法第六条第一項の市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）に基づき、市町村が集落の整備の用に供する農地、宅地（移転跡地を含む。）及び公共用地並びに住宅（附帯設備を含む。）とする。

5 法第十二条第一項第二十二号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第四十六条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする。

一 太陽光を電気に変換するための施設又は設備

二 風力を発電に利用するための施設又は設備

三 水力を発電に利用するための施設又は設備

四 地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

五 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

七 バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）第四条第七号に規定するバイオマスをいう。以下同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

八 (略)

6 法第十二条第一項第二十四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
一〇九 (略)

(削る)

十 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備(法第十二条第一項第十八号に掲げる施設に該当するものを除く。)

十一 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は職員のための住宅

(削る)

八 バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備

6 法第十二条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道(融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。)

二 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道

三 林業用として継続的な使用に供される作業路

四 農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業の経営の近代化のための施設

五 商店街振興のために必要な共同利用施設

六 住民の交通の便に供するための自動車(雪上車を含む。)及び渡船施設

七 除雪機械

八 簡易水道施設

九 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター

十 市町村立の幼稚園

十一 公立の小学校、中学校又は義務教育学校

の学校給食の実

施に必要な施設及び設備

(新設)

十二 小規模な公立の中等教育学校の前期課程の校舎で構造上危険な状態にあるため改築を要するもの(当該改築に係る建築計画が教育の充実を図るため必要な教室の構造の整備に関する事項を含むものに限る。)

(削る)

(新たに過疎地域の市町村となった場合の国の負担等に関する規定の適用)

第十条 法第三十二条の規定により読み替えて適用する 法第二条の規定により新たに過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村につき法第十条(別表を含む。)、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定を適用する場合には、これらの規定は、法第二条第二項の規定による公示の日の属する年度(以下この条において「公示の年度」という。)の予算に係る国の負担又は補助(公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)から適用する。

(市町村の合併があつた場合の特例)

第十一条 法第三十三条第二項前段の規定により同項前段に規定する過疎地域であつた区域を過疎地域とみなして法の規定を適用す

(情報通信技術利用事業)

第十条 法第三十条の政令で定める事業は、次に掲げる業務に係る事業とする。

一 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であつて次に掲げるもの

イ 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

ロ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

二 前号の業務に付随して行う業務であつて、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

(新たに過疎地域の市町村となった場合の国の負担等に関する規定の適用)

第十一条 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第二条の規定により新たに過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村につき法第十条(別表を含む。)、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定を適用する場合には、これらの規定は、法第二条第二項の規定による公示の日の属する年度(以下この条において「公示の年度」という。)の予算に係る国の負担又は補助(公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)から適用する。

(市町村の合併があつた場合の特例)

第十二条 法第三十三条第二項前段の規定により同項前段に規定する過疎地域であつた区域を過疎地域とみなして法の規定を適用す

る場合には、法第二条第二項中「過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」と、法第六条第一項、第四項及び第五項、第七条第二項及び第三項、第十二条、第十五条第一項、第十七条並びに第十九条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」と、法第六条第一項中「過疎地域自立促進市町村計画」とあるのは「過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域自立促進市町村計画」と、法第二十八条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」とする。

る場合においては、法第二条第二項中「過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」と、法第六条第一項、第四項及び第五項、第七条第二項及び第三項、第十二条、第十五条第一項、第十七条並びに第十九条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」と、法第六条第一項中「過疎地域自立促進市町村計画」とあるのは「過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域自立促進市町村計画」と、法第二十八条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」とする。